

質 疑 書			福祉局生活福祉部保護課		
			課長	係長	担当
件 名	令和8年度被保護高齢者訪問・サポート強化事業業務委託				
商号又は名称	印				
番 号	質 疑 事 項	回 答			
1	被保護高齢者訪問・サポート強化事業は、福岡市独自の事業として開始より7年が経過しました。福岡市としては、この事業の効果・成果を示す統計などはありますか？また、今後のビジョンについては、どのようにお考えですか？	令和5年度に支援対象世帯へアンケートを行ったところ、98%の世帯から、支援について「満足している」、「おおむね満足している」と回答いただき、「体調について相談することができた」「定期的な訪問支援により、安心した生活をおくれている」といった声をいただいております。今後も、専門知識を有する生活支援相談員による支援により、介護サービスの活用助言や各種福祉制度の紹介など、高齢者支援の充実を図ってまいりたいと考えております。			
2	福岡市は区ごとで公共交通機関の利便性や広さの違いがあることから、訪問に要する時間や費用が区により異なることが考えられます。令和8年度提案競技実施要領では、総事業費は各区一律の金額が示されていますが、今後地域特性により差を設ける等のお考えはありますか？	現時点で地域特性により差を設ける予定はありません。			
3	仕様書6相談員の資格要件の中に、看護師・保健師等医療の資格が含まれています。現在すでに、医療職の相談員が配置されている区もありますが、福岡市としては医療資格の相談員が担当する効果をどのように見ておられますか？	医療資格を有する相談員による支援により、健康状態の把握や病院受診等に関する助言など、高齢者支援の充実が図られているものと認識しております。			
4	各区の仕様書「5業務内容」に（4）関係機関又は福祉事務所との連絡会議等の出とありますが、会議は必要に応じて随時開催されるのでしょうか、それと定期的に開催されるのでしょうか。	会議の開催頻度についての規定はありません。各福祉事務所及び関係機関と調整していただくこととなります。			
5	各区の仕様書「9使用を許可する設備等」とあります。訪問記録等個人情報が含まれる書類を保管するための鍵付きの収納（キャビネット等）は貴市で準備するのでしょうか。もし受注者が準備する場合は、事務所内に設置してもいいのでしょうか。	現在は、設置場所を確保することが困難な福祉事務所もあり、福祉事務所の鍵付きの収納（キャビネット等）を使用しております。必要な場合は、各福祉事務所と設置場所を協議していただいた上で、受注者において準備していただくこととなります。			